

江東区地域福祉計画の策定について

1 策定の経緯

平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画の策定が任意から努力義務となった。また、地域のつながりによる助け合いの基盤が弱体化している中で、8050問題等の制度の狭間の問題、ダブルケア等の複合的な問題が顕在化してきており、それらの問題に適切に対応していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、地域住民の協力を得ながら、地域や行政のつながりを作り、分野横断的な取り組みを推進するため、地域福祉計画を策定することとする。

2 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、福祉分野の各個別計画の上位計画と位置付けられている。

地域住民に最も身近な行政主体である区市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる取り組みの内容や量、体制等について、庁内関係部局のほか、様々な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

3 計画に記載すべき事項

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 包括的な支援体制の整備に関する事項
- (6) その他 社会福祉協議会の基盤の整備強化等

区において、上記(1)～(5)の事項について社会福祉法の趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

4 計画期間

令和4年度～令和7年度

5 検討会議体

- (1) 庁内
江東区地域福祉計画策定検討委員会（福祉部担任副区長、所管部長）
- (2) 外部
江東区地域福祉計画策定会議（学識経験者、福祉関係者、公募区民等）

6 策定スケジュール（予定）

令和2年	8月	第1回策定検討委員会
令和2年	9月	第1回策定会議
		～基礎調査
令和3年	7月	骨子案
令和3年	12月	素案（パブコメ）
令和4年	3月	計画策定